

「METALEX 2025」

ジェトロ・パビリオン

出品案内書



2025 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課

機械・環境産業班

はじめに

「METALEX」は、タイのバンコクで開催される ASEAN 最大級の工作機械・金属加工関連見本市です。ジェトロ・パビリオン設置はコロナ禍で一時途絶えましたが、2022 年より再開し、今年 4 年連続での設置となります。今回、通常の出展支援に加えて、昨年度初めての試みで盛況だった「製造業 DX」をテーマとした特設ブースを設けます。我が国としては「製造業 DX」の推進・拡大によって、製造業全体の生産性向上が期待される一方で、労働人口が減少局面に入りつつあるタイでは、産業のデジタル化・省人化ニーズが見込まれています。

本展示会への出展を通じ、成長を続ける ASEAN 市場の新たな開拓・拡大をご支援します。皆様のご応募をお待ちしています。

1. METALEX 2025 概要

展示会名	METALEX 2025
会期	2025 年 11 月 19 日(水)～22 日(土) 4 日間
開催時期	10:00～18:00 (予定)
会場	タイ・バンコク Bangkok International Trade and Exhibition Center (BITEC)
対象分野	工作機械、金属加工関連、金属部品、工具・治具、精密測定器、シートメタル、歯車、研磨剤、航空宇宙及び自動車関連、工場内自動化技術等の製造業 DX 関連など
主催者	RX Tradex
規模	50,000 m ² (2024 年実績)
出展者数	740 社/16 カ国・地域より (2024 年実績)
来場者数	101,937 人 (2024 年実績)
特徴	・ASEAN 最大級の金属加工機器及び工作機械見本市 ・日本企業の出展、来場も多い
公式ウェブサイト	https://www.metalex.co.th/en-gb.html

2. ジェトロ・パビリオン概要

●全体

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
募集企業数	25 社（予定）
ブース位置	ホール 104（予定）
面積	240 m ² （予定）

●会場イメージ図



●通常ブース

募集分野	METALEX 出品対象物に準ずる (1.METALEX2025 概要をご参照ください)
募集企業数・ 面積	9 m ² /小間 22 小間 (198 m ²) (予定)

●特設ブース

募集分野	製造業 DX および関連技術・サービス ※
募集企業数・ 面積	6 m ² /小間 3 小間 (18 m ²) (予定)

※製造業 DXとは

「顧客価値を高めるため、製造分野で利用されている製造装置や製造工程の監視・制御（OT）などのデジタル化を軸に、IT との連携により製品やサービス、ビジネスモデルの変革を実現すること」

（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）社会基盤センター「製造分野 DX の理解」より抜粋）
例）

AI による生産計画や製造工程の最適化、遠隔地からリアルタイムでの製造工程管理や品質管理等



昨年度のジェトロ・パビリオンの様子（ジェトロ撮影）

3. ジェトロ・パビリオン出品のメリット

プレゼンスと集客力

高い技術を有する日本の企業が集まるジェトロ・パビリオンは、自社の単独出展に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。

出品費用が割安

単独で出展する場合は、出展費に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。ジェトロ・パビリオンでは、統一デザインによるブース装飾など一括して行いますので、費用が抑えられます。また中堅・中小企業においては、補助金等の活用により、更に費用を抑えた出品が可能です。

出品手続きの安心サポート

お申込みから参加にいたる手続きをジェトロがサポートします。初めて海外展示会に出品される方でも安心してご参加いただけます。

充実した支援内容

以下のサービスをジェトロから提供いたします。

ジェトロ・パビリオン出品企業のカatalogを作成し、日本国内だけでなく、現地メディアにも広報させていただきます。こちらは次ページに記載しております 4.出品料にすべて包含されておりますので、是非この機会をご活用下さい。

※昨年度ジェトロ・パビリオンカatalog例



4. 出品料・サービス（不課税）

1. 出品料

●基本パッケージ

通常ブース	中堅・中小企業料金（出品補助あり）	870,000 円
	一般料金（出品補助なし）	1,300,000 円
特設ブース	中堅・中小企業料金（出品補助あり）	540,000 円
	一般料金（出品補助なし）	820,000 円

※出品料に含まれるサービス

【共通】

- ・ブースの統一デザイン
- ・共通設備等維持管理費（一定量の電気代及び電気工事費含む）
- ・来場者向けジェトロ・パビリオン広報活動
- ・主催者、運営会社等との事務手続きサポート
- ・基本的な現地マーケット情報、規制情報等の提供

【通常ブース】

- ・1 小間（展示スペース）：9 m²程度
- ・基本備品（予定）：社名板 1 枚、展示棚 1 台、鍵付き展示台 1 台、商談テーブル 1 台、イス 2 台、アーム式スポットライト 2 台、一定量の電力およびコンセント、ゴミ箱 1 個

【特設ブース】

- ・1 小間（展示スペース）：6 m²程度
- ・基本備品（予定）：社名板 1 枚、鍵付き展示台 1 台、商談テーブル 1 台、イス 2 台、アーム式スポットライト 2 台、一定量の電力およびコンセント、ゴミ箱 1 個

※なお、上記サービスの一部をご利用にならない場合でも、料金に変更はございません。予めご了承ください。

※本展示会では、ブースアシスタントオプションの用意はございませんこと、予めご了承ください。当該国でのビジネスは、英語および現地語が使用されることも多いため、採択後、通訳やブースアシスタントのお手配を希望される企業様には、各社にてご契約・お手配をお願いいたします。採択後、参考としてジェトロより通訳のリストをお送りさせていただきます。

基本パッケージに含まれないもの

- 基本パッケージ以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費
※展示会の主催者規定によっては、レンタル備品の手配をお願いする場合がございます。
- 出品物輸送にかかる経費（保険料含む）
- 出品物にかかる関税および消費税等
- 出品者の渡航費および宿泊料
- ブースアシスタント（通訳含む）の手配およびその費用
- その他上記 4. に定める以外の経費

2. サービス

● ジェトロ・メンバーズ割引

ジェトロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の 10%を割引いたします。但し、以下を条件とします。

1. 割引料金は会員 1 口につき年会費 70,000 円（税抜の会費相当額）を年間割引の上限とします。
2. 割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申込みの場合に限ります。
3. ジェトロにおける「出品申込書・承諾書」受領後に、ジェトロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。

まだジェトロ・メンバーズに加入されていない皆さまは、この機会にぜひ入会をご検討ください。

※在京企業の割引に関して、「東京都海外展開支援」（次項）との併用はできませんのでご注意ください。

※在阪企業の割引に関して、一部対象展示会については、「成長市場海外展開支援事業」との併用はできませんのでご注意ください。

お申込み・詳細はこちらから>>

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

● 東京都の「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度を設けています。以下 3 つの条件を全て満たす場合、この制度のもとジェトロの有償サービスを 1 社あたり累計 100 万円まで無償で利用できるものです。

■ 条件

1. 東京都内に登記済みの事業所がある
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様
3. 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■ 詳細

▼東京都産業労働局 HP

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/kuushu/kuushu/kaigaitenkai/](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/)

▼ジェトロ HP

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■ 本支援のお問い合わせ先

ジェトロ東京貿易情報センター（Tel：03-3582-4953／mail：knt-tokyo@jetro.go.jp）

●大阪府の「成長市場海外展開支援事業」

大阪府およびJETRO大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業(※)の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため出品料の半額を補助する予定です。

■注意事項：

- ・ **本補助は、2025 年度の実施が決定した場合にご利用いただけます。**
- ・ 2025 年度の実施が決定した場合であっても、予算額の上限に達し次第終了いたします。
- ・ ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。
- ・ キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
- ・ 複数の展示会に重複してお申し込みいただくことはできかねます。
- ・ お申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
- ・ お申込みいただいた内容は大阪府と共有し、出品後アンケート等にご協力いただきます。

■対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業

■お申込みフォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/ei2025>

※本補助を希望される場合は本展示会への出品申込みと併せて、上記お申込みフォームにてご申請ください。

■お申込み締切り：本展示会の出品申込締切りと同日

■お問合せ先：JETRO大阪本部 海外ビジネス推進課（太田）
（TEL: 06-4705-8602 /Email: os_kikai@jetro.go.jp）

※中堅・中小企業の定義については「6.中堅・中小企業の定義」をご参照ください。

5. ジェトロ・パビリオン出品要件

お申し込みの際に、必ずご確認ください。

1. 日本に実体のある企業等または個人事業主であること（申込企業が、大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります）。出品のお申込みは、日本国内の法人（本社など）から行ってください。現地法人（関連会社・販売代理店等）からのお申込みは無効となります。
※中堅・中小企業の定義については次ページ参照。
2. 申込単位は原則 1 社 1 小間とします。1 社による複数小間の申込もできません。また、1 小間を複数社で共有することもできません。自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
3. 出品物が日本国内で生産、または日本企業（個人事業主も含む）の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。
4. 「対象分野」に合致する商品を取り扱う企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができること。
5. 本展示会に国からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方も出品料は一般料金となります。なお、都道府県など地方自治体からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方は中堅・中小企業料金が適用されます。
6. 一連の出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面及びメール（mono@jetro.go.jp）にてジェトロにご連絡願います。なお、申込締切日を過ぎてから内容変更をご希望される場合、出品審査に関わるもの等、その内容によっては変更に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
7. 本事業における商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方に参加いただくこと。
8. 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）。
9. 海外販路拡大のため、海外企業との商取引（BtoB）を目的とした商談が主な参加理由であること（市場調査のみが目的の参加は不可）。
10. 日本語で出品に関わる事務手続きが可能であること。
11. 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
12. 出品申し込み時点で出品物が完成していること。
13. 現地に渡航し、会期中の全日程を通じて出品・商談が可能であること（会期中の撤収は不可）。
14. 商談に必要な相応の準備ができること。また、会期後も商談及び輸出に関与できる担当者がいること。
15. 英語または現地語で商談ができる社員や関係者がいること、または通訳を自社で用意できること。
16. 独自出展とジェトロ・パビリオンへの重複出品を行わないこと。
17. ジェトロが成果把握等のため実施するアンケート(会期中・後)に必ずご協力いただけること。
18. 出品にかかる規則は、「出品案内書」(本案内書)及び「海外見本市出品要綱」にて定めており、両記載事項を了承していること。（本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。）
19. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
20. ジェトロが出品者として適当であると承認すること。
21. 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページを参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>) また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを条件とします。
(https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)

6. 中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業の定義は以下を参考のこと。

＜中小企業の定義＞ ※資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業主による申込みについても、同様に判断します。

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

＜中堅企業の定義＞

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov： <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者である場合（みなし大企業）、大企業料金を適用します。他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。

■留意事項

上記中堅・中小企業の条件に該当する企業等であっても、他の国庫補助金をジェトロの出品料に充てる場合は、一般料金にてお申し込みいただきます（二重補助の禁止）。

ただし、国庫補助金に該当しない補助金・助成金（地方公共団体等が実施するもの）については、この限りではありません。補助金につきましては、各都道府県へお問合せください。

7. 選考方法

ご提出いただきました「企業・出品物情報」を基に、JETROにて審査を行い、出品者の選定を行います。なお、結果の詳細は回答出来かねますので、予めご了承ください。

<必須条件>

- 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること
- 調査や研修目的等でなく、商談目的であること
- 会期中の全日程で出品すること（会期途中で撤収しない）
- 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）
- 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること
- JETROが会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケート（年 2 回 2 年間実施予定）に必ず協力すること

<審査項目> ※「企業・出品物情報」に入力いただく情報を基に審査します。

- 出品目的が明確であるか
- 商談をより効果的に進めるための展示が計画されているか
- 英語または現地語での資料が準備されているか
- 現地市場を目指す理由が明確になっているか
- 販売先等の取引のターゲット像が明確になっているか
- 当該国/地域への販売に必要な現地での規格や認証等を取得しているか

<申込みに当たっての注意事項>

- 本展示会（JETRO・パビリオンへの出品および独自出展含む）への出品回数の少ない企業や中堅・中小企業を優先採択いたします。
- 申込条件（前述 4 参照）ならびに別紙の「海外見本市出品要綱」への同意が必要です。
- ご提出いただく「企業・出品物情報」の内容について、JETROより電話または訪問にてお話を伺う場合があります。
- 「出品申込書・承諾書」、「企業・出品物情報」の内容に虚偽の記載を行った場合は、申込みを無効とすると同時に、本展示会への出品をお断りします。
- 独自出展とJETRO・パビリオンへの重複出品は認められません。重複出品が確認された場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- 提供いただいた個人情報は、本展示会のためにJETROが手配する海外コーディネーター等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本展示会の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が第三者に公開される場合がございます。
- 自治体・工業会等の団体によるお申し込みをご希望の場合、本案内書の末尾に記載のJETRO窓口にお問い合わせください。

8. 申込方法・スケジュール

	申込みに必要なもの	締切	備考
STEP 1	● 出品申込	<u>2025 年 7 月 16 日 (水)</u> <u>日本時間 17 : 00</u>	オンライン登録
STEP 2	● 企業・出品物情報等のオンライン登録 ● 製品概要パンフレット等の提出（日本語・英語・現地語） ● 出品申込書・承諾書のオンライン登録（PDF スキャン等）	<u>2025 年 7 月 16 日 (水)</u> <u>日本時間 17 : 00</u>	オンライン登録
STEP 3	● 出品申込書・承諾書の押印済原本を郵送	<u>2025 年 7 月 22 日 (火)</u> <u>日本時間 17 : 00</u>	2 部郵送

【提出先】 日本貿易振興機構（JETRO）
 海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班
 担当：塩田、山道、西田、平原、吉積
 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
 Tel : 03-3582-4631
 E-mail : mono@jetro.go.jp
 ※郵送代については各社負担でお願いいたします。

Step 1

出品申込（イベント申し込み）

締切 2025 年 7 月 16 日（水）日本時間 17 : 00

以下のイベントページより、お客様情報の登録及びお申込み情報をご記入ください。

<イベントページ>

<https://www.jetro.go.jp/events/metalex2025>

※留意点※

- ・上記記入後すぐに、内容確認メールが届きます。
- ・すでにお客様情報を登録されている方は、改めての情報登録は必要ありません。
- ・初回登録時に発行された ID とパスワードを用いてログインし、本展示会のオンライン申込みを行ってください。

Step 2

企業・出品物情報等登録、

出品申込書・承諾書（写）及び製品概要等提出

締切 2025 年 7 月 16 日（水）日本時間 17 : 00

1. 企業・出品物情報等のオンライン登録

Step 1 の後に届く「確認メール」に記載の URL より、「企業・出品物情報」および会社・製品概要をオンライン登録してください。こちらの情報に基づき、出品者選定を行いますので、不備のないよう、できるだけ詳細にご記載ください。ご登録後は、「入力完了メール」が送付されます。

<企業・出品物情報等登録ページ>

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/metalex2025>

2. 製品概要パンフレット等の提出（日本語・英語・現地語）

1. のリンクより、製品概要等のパンフレットをデータファイルにてオンライン提出をお願いします。
電子媒体で提出できない場合、3. 出品申込書・承諾書の原本と共に郵送ください。

3. 出品申込書・承諾書のオンライン登録

「出品申込書・承諾書」※に必要事項をご記入後、**2 部**印刷し、代表者印を押印ください。押印後の「出品申込書・承諾書」を PDF 化してオンライン提出をお願いいたします。
ジェトロにて内容を確認させていただきます。

※「出品申込書・承諾書」は以下のリンクよりご入手ください。

https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2025/mono/metalex/meta_syoudaku.pdf

Step 3

出品申込書・承諾書の押印済原本郵送

締切 2025 年 7 月 22 日（火）日本時間 17 : 00

ジェトロからの内容確認連絡の後、2. にて**押印済み**の「出品申込書・承諾書」の**原本 2 部**をご郵送ください。
（必ずジェトロから内容確認の連絡を差し上げます。連絡を受けたのち、ご郵送ください。）

9. お申し込みの流れ

皆様に Step1,2 および 3 の手続きを済ませていただいた後のスケジュールは次のとおりです。Step4 および 5 については、事情によりご連絡が数日遅れる場合もございます。ご了承ください。

Step 4

審査結果の通知

2025 年 8 月上旬～8 月中旬頃（予定）

審査結果（押印済み承諾書の PDF）をメールにて、ご担当者宛にご連絡します。

- 採択された出品者には、ジェトロが承諾の意思表示をした押印済みの承諾書（PDF）を郵送前にメールで発信します。ジェトロが同メールを発信した時点で、出品契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。キャンセル規定については、「10.キャンセル規程」をご確認ください

Step 5

出品申込書・承諾書の返送及び請求書の送付

2025 年 8 月上旬～8 月中旬（予定）

採択された出品者に対して、ジェトロ押印済みの「出品申込書・承諾書」1 部を返送し、請求書を同封します。

Step 6

出品料お振込み 期日: 2025 年 8 月末（予定）

- 請求書記載の支払い期日までに出品料をお振込みください。
- 出品料の振込みに要するすべての手数料は出品者のご負担となります。
- 出品料またはその一部が期日までに未納の場合、出品はできません。必ず、請求書記載の期日までに出品料全額をお支払いください。

Step 7

出品者説明会(オンラインを予定) 2025 年 9 月上旬（予定）

出品者マニュアルの配布やブース位置、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご案内する出品者説明会を開催します。全出品者、**参加必須**とさせていただきます。

10. キャンセル規定

審査後採択された場合は、審査結果メールおよびジエトロが公印を押印した出品申込書・承諾書（PDF）をジエトロがメールで発信します。ジエトロが同メールを発信した時点で、出品契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。出品申込書・承諾書の原本 1 通は別途返送いたします。

キャンセル受付日	キャンセル料
ジエトロからの審査結果メール送付前	なし
ジエトロからの審査結果メール送付後	出品料の 100%

- キャンセル料の支払いには、ジエトロ・メンバーズ割引を適用できません。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジエトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

11. 免責規定

- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由により本事業が中止となった場合に生じる損害について、ジエトロはその責任を負いません。
- ジエトロは、本事業に起因、または関連して生じるあらゆる損害について、一切の責任を負いません。ただし、ジエトロの過失による場合はこの限りではありません。
- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出品者様の負担となります。
- 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。出品物の破損、盗難、紛失等に関する損害について、ジエトロはその責任を負いません。
- スペース装飾等、今後の準備の詳細については出品者に「出品者マニュアル」にて別途ご案内します。
- 出品物の展示・陳列は出品者に行っていただきますが、出品物の展示方法について、ジエトロの指示に基づいて修正いただく場合もあります。
- 各社の出品スペースは、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で出品構成を配慮しつつ、ジエトロが決定します。同業者の出品スペースが隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おください。
- ジエトロは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセスおよびクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます）の被害を受けないように、ジエトロの個人情報保護規定に定めるセキュリティ基準を遵守の上、適切な予防措置を講じるように努めます。ただし、万一システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報、その他情報が漏洩した場合であっても、ジエトロは企業に対し、前述の義務を超えて一切の責任を負わないものとします。
- 本案内書に定めのない事項が発生した場合は、ジエトロがその対応を決定するものとします。
- 本事業の内容には、変更が生じる場合があります。

12. その他注意事項

- 支援の間口を広げるために、本展示会ジエトロ・パビリオンへの出品回数の上限を設けております。昨年度（2024 年度）を 1 回目として、ジエトロ・パビリオンへの出品実績が 3 回未満の企業のみお申込みいただけます。

13. ジェトロサービスのご案内

Japan Street

Japan Street はジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、ジェトロによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはジェトロが代行いたします。

* 詳細・登録はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

新規輸出 1 万人者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のコンサルティング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

貿易実務オンライン講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

中小企業海外ビジネス人材育成塾

「中小企業海外ビジネス人材育成塾」は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。

対象者：輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業の海外事業担当者

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

■ お問い合わせ窓口 ■
ジェトロ海外ビジネス人材育成課
Tel: 03-3582-8355
E-mail: ikusei@jetro.go.jp

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置し、中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスを提供しています。

各プラットフォームには、現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを配置し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応します。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。

※詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

メールマガジン配信サービス：タイ

ジェトロ・バンコク事務所から現地情報を中心に、タイにおけるセミナー・展示会・商談会などのイベント情報をお届けします。是非、この機会にご登録ください。

* 詳細は以下から：

<https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/input.htm;jsessionid=06F58DD5352EDB33D88795E58C6F9546>

※参考※知的財産保護について

本事業参加にあたり、事業開始までに必要な商標登録を行うことをお勧めします。商標登録などについては、下記サイトに関連情報を掲載していますのでご参照ください。※商標登録費用は各社にてご負担ください。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

※参考※現地市場に関するお役立ち情報

<ビジネス短信>

ジェトロ ビジネス短信（日々更新）

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/asia/th/>

<地域・分析レポート>

ジェトロ 地域・分析レポート

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/areareportstop/areareports/asia/th/>

14. お問い合わせ・書類郵送先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班

担当：塩田、山道、西田、平原、吉積

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

Tel：03-3582-4631

E-mail：mono@jetro.go.jp

機械分野の展示会やセミナー等の情報をお届けするメールマガジン
ものづくりを世界へ ～ジェトロ機械・ハイテク産業関連情報～



ものづくりを世界へ ジェトロ機械

検索